

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	母子保健課
委 託 業 務 名	妊婦健康診査等事業
委 託 業 務 場 所	県内契約医療機関、助産所等
概 要	母子保健法に基づく妊婦健康診査、産婦健康診査及び新生児聴覚検査を実施。また、委託医療機関等への妊婦健康診査等費用の支払業務及び県外受診者に対する妊婦健康診査等費用の償還払い支払業務を実施。
契 約 期 間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 金 額	【妊婦健康診査】 基本健診 1件あたり 5,000円 新生児聴覚検査 1件あたり 3,000円 超音波検査 1件あたり 5,300円 血液検査（妊娠初期） 1件あたり 12,450円 血液検査（妊娠初期 HTLV-1抗体検査を未実施の場合） 1件あたり 11,600円 血液検査（妊娠中期） 1件あたり 3,130円 血液検査（妊娠中期 HTLV-1抗体検査を実施の場合（HTLV-1抗体検査、免疫学的検査判断料を含む）） 1件あたり 5,420円 血液検査（妊娠後期） 1件あたり 1,580円 子宮頸がん検診 1件あたり 3,360円 B群溶血性レンサ球菌 1件あたり 3,100円 クラミジア検査 1件あたり 2,100円 【産婦健康診査】 産婦健康診査 1件あたり 5,000円 【支払業務】 妊婦健康診査事業費等支払業務 受診1回あたり 85円 県外受診妊婦健康診査費用等償還払い事業費支払業務 受診1回あたり 105円
契 約 の 相 手 方	1 〔所在地〕 栗東市継一丁目10番7号 〔名 称〕 一般社団法人 滋賀県医師会 2 〔所在地〕 栗東市出庭1199-2 〔名 称〕 一般社団法人 滋賀県助産師会 3 〔所在地〕 大津市御殿浜6番28号 〔名 称〕 公益財団法人 滋賀県健康づくり財団

様式第 2 号（第 2 条関係）

契約相手方の 選 定 理 由	妊婦健康診査等は、妊婦等の利便性を考慮し、滋賀県及び県内 19 市町と協議を行い、妊婦等が受診しやすい体制の整備をしているため（広域事業）。この中で、委託料の支払業務についても、委託医療機関等が各市町に個別に請求するのではなく、県内統一に行うことで事務の簡素化を図っている。 妊婦健康診査等費用の支払業務は、市町の妊婦健康診査等委託料の請求、受領など公金を取り扱う業務であり、当該業務を実施できる事業者が公益財団法人滋賀県健康づくり財団以外にないため選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- （注意） 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。